

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 専門技術師資格審査、認定更新等に関する細則

(目的)

第1条

本細則は、「一般社団法人 日本臨床神経生理学会(以下「本学会」という)専門技術師制度に関する規則」に基づき、専門技術師の資格審査、試験および認定更新に関する事項を定め、適正な運用を行うことを目的とする。

(委員会)

第2条

専門技術師の資格審査、試験、認定更新等に関する業務は、本学会の試験委員会及び認定委員会(以下「両委員会」という)が行う。

(専門技術師の申請資格)

第3条

認定試験受験者の申請資格は以下のように定める。

- 1)臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科医師、看護師等の資格を有すること。または 4 年制以上の大学卒業者で臨床神経生理分野の研究者であること。
- 2)脳波あるいは筋電図・神経伝導の臨床的検査あるいは研究に 3 年間以上(他の検査・研究との兼務期間も含む)従事した経験を有すること。
- 3)継続的に 3 年間以上の本学会会員歴を有すること。
- 4)本学会会員歴には、学生会員歴も認めるが、正会員歴が含まれていること。ただし会員歴に学生会員期間を含む場合は大学院生に限る。
- 5)本学会主催の学術大会、技術講習会、または本細則第12条に定める主催セミナーもしくは関連講習会、関連国際・国内学会への参加が、申請時点からさかのぼって 3 年以内に 2 回以上あること。ただし、少なくとも 1 回は本学会主催の学術大会あるいは技術講習会であること。
- 6)本学会が定めた「臨床神経生理専門技術師研修カリキュラム」を満たすこと。

(試験の公示)

第4条

両委員会は、本細則第8条に基づく試験を行うときは、試験日時、受験資格、受験申請方法、受験申請期間、その他認定試験実施に関する事項を機関誌および学会ホームページで公示する。

(認定試験受験申請について)

第5条

認定試験申請については以下のように定める。

2. 認定を希望する者は以下の書類を本学会に提出する。
 - 1)認定委員会作成の申請書
 - 2)該当する資格の免許証等のコピー。
 - 3)専門医もしくは専門技術師、あるいは医療・研究機関の責任者による、当該分野における 3 年

間以上の検査・研究の経験を有すること、および研修カリキュラムを満たすことの証明書。

4) 学術集会等に参加したことを証明する参加証あるいは抄録等のコピー。

5) 最近 5 年間に自分が実際に記録した脳波波形のコピー 5 例分(脳波分野)、ないし、神経伝導検査等の波形のコピー 5 例分(筋電図・神経伝導分野)。

第 6 条

専門技術師試験受験を申請しようとする者は、受験料を納付しなければならない。

2. 受験料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ 1 万円とする。

3. 受験料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野の 2 つの資格を同時に受験する場合は、合計 1 万 5 千円とする。

4. 脳波分野および筋電図・神経伝導分野に加え、術中脳脊髄モニタリング分野認定技術師試験を同時受験する場合は、合計 2 万円とする。

5. 受験料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。

(受験資格の審査)

第 7 条

認定委員会は、前項により提出された書類により、専門技術師試験の受験資格を審査するものとする。

2. 同委員会は、前項の資格審査の結果を申請者に通知しなければならない。

(専門技術師試験の実施)

第 8 条

専門技術師試験は以下のように施行する。

1) 年 1 回施行する。

2) 試験問題は試験委員会が作成する。

3) 試験は脳波分野と筋電図・神経伝導分野に分けて行う。両分野を受験することも可能である。

4) 各分野の検査・診断あるいは研究に必要な神経・筋解剖および発達、生理学、電子・物理学などの基礎・ME 的知識、検査の理論・方法・技術、検査所見の判読およびその解釈に関する基本的知識、検査中の緊急事態に対する対処方法等の知識・技術に関して審査する。出題項目の詳細については、臨床神経生理専門医・専門技術師研修カリキュラムに従う。

5) 筆記試験として、マルチプルチョイスの問題を出題する。その問題数及び内訳は別に定める。

6) 上記に加え面接試験、あるいは、面接に相当する代替法の試験を課す。

(試験の合否判定と専門技術師認定)

第 9 条

専門技術師の認定は、認定委員会が資格を、試験委員会が試験成績の審査し、理事会が決定する。

2. 試験の受験者には、理事会での合否判定承認後に判定結果を通知する。

3. 専門技術師認定を受けるに当たっては、認定料を納付しなければならない。

4. 認定料は、脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ 1 万円とする。

5. 脳波分野および筋電図・神経伝導分野の二つの資格を同時に取得する場合は 1 万 5 千円とする。
6. 認定料納付確認の後に、日本臨床神経生理学会専門技術師認定証を交付する。
7. 認定証の再発行は 1 回に限り認める。手数料は 5 千円とする。
8. 認定料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。
(専門技術師の資格更新)

第 10 条

専門技術師の資格更新の審査は、認定委員会が行い、理事会が決定する。

2. 資格更新手続きを行い、以下の条件を満たす者は資格を更新できる。更新資格の有効期間は原則として 5 年間とする。

- 1) 資格取得後引き続き 5 年間本学会会員であること。
- 2) 資格更新には、(1) 学会、研究会への参加、(2) 学会発表、(3) 論文掲載、(4) 本学会ホームページ上に指定する E ラーニングコンテンツ視聴のいずれかにより 5 年間で認定点数 40 点以上を取得する必要がある。E ラーニングによる点数取得は 15 点までとする。ただし、本学会主催の学術大会または技術講習会、主催セミナーもしくは関連講習会への参加(学会発表含む)、あるいは「臨床神経生理学」、「Clinical Neurophysiology」ないし「Clinical Neurophysiology Practice」の論文掲載、E ラーニング視聴(15 点まで)を合わせて認定点数 20 点以上を取得しなければならない。
- 3) 取得点数を証明できる学術大会等の参加証あるいは抄録等のコピーを提出する。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合にはこれを省略できる。
- 4) 専門技術師資格を複数取得し更新時期が異なる場合には、初回更新までの期間が 5 年未満となる場合を除き、先に更新を迎える資格に他を合わせることで更新時期を揃えることができる。この場合、更新期間が短縮する分野の認定更新料(第 11 条)は短縮する年数分を割引することとする。

第 11 条

専門技術師の資格を更新しようとする者は、申請書を提出するとともに、認定更新料を納付しなければならない。ただし、事務局把握点数で更新に必要な点数を満たしている場合には、申請書提出を省略して更新料の納付をもって更新の意思確認に代えることができる。

2. 専門技術師資格更新の手続きに関わる料金は以下の通りとする。

- 1) 認定更新料: 脳波分野および筋電図・神経伝導分野それぞれ 7,500 円とする。両分野を同時に更新する場合は 1 万 5 千円となる。
- 2) 認定更新料納付確認の後に、日本臨床神経生理学会専門技術師認定証を交付する。
- 3) 認定証の再発行は 1 回に限り認める。手数料は 5 千円とする。
- 4) 認定更新料等の請求する料金、及び費用には消費税を加算し請求する。

第 12 条

認定資格更新のために必要な認定点数を以下のように定める。

2. 学会研究会等の行事への参加、及び、発表に関する点数については以下の通りとする。

1) 当学会・IFCN 及び同 Asian-Oceanian Chapter 主催行事への参加:15 点

日本臨床神経生理学学会学術大会〔註〕、日本臨床神経生理学学会技術講習会〔註〕、国際臨床神経生理学学会 (ICCN)、アジア・オセアニア臨床神経生理学学会 (AOCCN)

〔註〕日本臨床神経生理学学会学術大会に参加した場合 15 点、日本臨床神経生理学学会技術講習会に参加した場合 15 点。ただし、同一年度にこれらの両方に参加した場合は 20 点とする。

2) 当学会主催セミナーへの参加

① 12 点:主催セミナーは以下のとおりである。

神経筋診断セミナー、脳波セミナー・アドバンスコース、術中脳脊髄モニタリングセミナー〔註〕講師には 15 点を付与する。

② 6 点:経頭蓋磁気刺激の安全使用のためのハンズオンセミナー。〔註〕講師には 9 点を付与する。

3) 関連講習会への参加:10 点

関連講習会は以下のとおりである。

臨床神経生理技術講習会・東京、臨床神経生理研究会(九州)、臨床筋電図・電気診断学入門講習会(東京)、脳波・筋電図セミナー(京都)、北東北・道南神経筋電気診断技術セミナー、南東北臨床神経生理セミナー、中四国電気生理検査ハンズオン講習会〔註〕講師には 15 点を付与する。

4) 関連国際学会への参加:7 点

関連国際学会は以下のとおりである。

ISBET、国際誘発電位シンポジウム、国際てんかん学会、アジア・オセアニアてんかん学会、国際小児神経学会、アメリカ神経筋電気診断医学学会 (AANEM)、アメリカ臨床神経生理学学会 (ACNS)、ヨーロッパ臨床神経生理学学会、アメリカてんかん学会、国際ヒト脳機能マッピング学会 (HBM)、CME、SFEMG/QEMG、世界神経学会 (WCN)、国際リハビリテーション医学会 (ISPRM)、世界精神医学会 (WPA)、世界脳神経外科学会 (WFNS)、国際整形外科学会 (SICOT)、国際心理生理学学会議 (IOP)、北米神経科学会 (SFN)、米国神経学会 (AAN)、国際末梢神経学会 (PNS)。

5) 関連国内学会への参加:5 点

関連国内学会は以下のとおりである。

日本小児神経学会、日本てんかん学会、日本睡眠学会、日本ヒト脳機能マッピング学会、日本てんかん外科学会、日本神経科学学会、日本生理学学会、日本整形外科学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、日本精神神経学会、日本リハビリテーション医学会、日本薬物脳波学会、日本生体磁気学会、日本生理心理学会、日本脊椎脊髄病学会、日本医学検査学会、日本理学療法士学会、日本臨床検査医学会、日本神経生理検査研究会、日本末梢神経学会、日本臨床睡眠医学会、日本ボツリヌス治療学会、日本パーキンソン病・運動障害疾患学会 (MDSJ)、日本脊髄機能診断学会、日本脳神経モニタリング学会、日本医学会。

6) 各学会を代表する全国規模の学術集会以外の学会付属行事を点数付与対象として認める場合がある。これについては、継続的に半日(休憩を含め 3 時間)以上開催されるものについては 5 点、それを満たさないものは 2 点とする。また、同一年度内については、メインの学術集会も併せて

ひとつの学会あたり5点までしか認めない(なお、同一年度とは原則として10月から9月の本学会の会計年度に従って判断する)。

これに相当する学会付属行事は以下のとおりである。

日本てんかん学会てんかん学研修セミナー(5点、ただし年に1回までとする)、日本てんかん学会・近畿地方会脳波セミナー(2点)、日本神経学会・メディカルスタッフ教育セミナー(神経伝導検査)(5点)、日本脳神経外科学会・脳神経外科コンgres(5点)、日本医学検査学会・日本臨床衛生検査技師会各支部医学検査学会(5点)、日本神経生理検査研究会・各支部研修会(5点)、日本末梢神経学会・メディカルスタッフ・レジデント実技セミナー(2点)。

7) 関連研究会への参加:2点

これについては、同一年度内に複数回参加しても、ひとつの研究会あたり2点までしか認めない(なお、同一年度とは原則として10月から9月の本学会の会計年度に従って判断する) 関連研究会は以下のとおりである。

関東臨床神経生理研究会、福岡臨床と脳波懇話会、Fmθ研究会、日本脳電磁図トポグラフィ研究会、日本生体医工学会、関東神経生理検査技術研究会、首都圏神経筋電気診断フォーラム、てんかんと臨床脳波セミナー、デジタル脳波ハンズオンセミナー札幌。

8) その他、認定委員会が適当と認める行事類に点数を与える場合がある。

9) 当学会学術大会、ないし当学会主催の国際学会での学会発表(ポスター発表を含む):5点(発表者本人に限る)

3. 論文掲載に関する点数については以下の通りとする。

1) 「臨床神経生理学」、「Clinical Neurophysiology」、「Clinical Neurophysiology Practice」の筆頭著者10点、共著者5点

2) 関連国際誌の筆頭著者7点、共著者3点。

3) 関連国内誌の筆頭著者3点。

4) 関連国際誌・関連国内誌に該当するかどうかは、その都度認定委員会で審査する。

5) 別刷もしくは論文全体のコピーを提出する。掲載誌や論文内容が脳波分野あるいは筋電図・神経伝導分野に関連したものかどうかを認定委員会が判定する。

4. Eラーニング視聴に関する点数については以下の通りとする。

本学会ホームページで点数付与の指定のあるEラーニングコンテンツを視聴後、すべての設問に正答し、かつ課金が確認されたものに対し1点。

(更新の保留と資格停止)

第13条

留学、病気、出産、育児、その他のやむを得ない理由で更新点数の要件を満たさない場合には、その理由を書面で本学会へ提出する。認定委員会が審査の上、正当な理由と判断された場合には、認定更新の保留を認める。保留期間中は、認定資格を停止する。認定更新の保留は最長で3年間とする。保留期間中に規定の単位を取得できた場合は次年度より専門技術師資格を回復す

る。

(専門技術師の公表)

第 14 条

原則として、専門技術師は本学会ホームページに認定保有者の氏名、所属機関及びその所在地の都道府県を掲載する。

2. 所属・住所登録の報告のない専門技術師も氏名をホームページに掲載する。
3. 専門技術師の公表は、退会の意思を表明している者、公開不同意者(認定委員会で認められた特殊事情がある場合のみ)については行わない。

(改正)

第 15 条

本細則の改正は、担当委員会の審議を経た上で、理事会の承認を要する。

(補則)

第 16 条

本細則の施行について必要な事項は、担当委員会の審議を経て別に定める。

附則

1. 本細則は、2016 年 10 月 26 日から施行する。
2. 本細則は、2017 年 11 月 28 日から施行する。
3. 本細則は、2019 年 1 月 27 日から施行する。
4. 本細則は、2019 年 11 月 27 日から施行する。
5. 本細則は、2021 年 9 月 12 日から施行する。
6. 本細則は、2022 年 4 月 10 日から施行する。
7. 本細則は、2022 年 7 月 18 日から施行する。
8. 本細則は、2022 年 11 月 23 日から施行する。
9. 本細則は、2023 年 7 月 17 日から施行する。
10. 本細則は、2023 年 11 月 29 日から施行する。
11. 本細則は、2025 年 4 月 13 日から施行する。
12. 本細則は、2025 年 7 月 21 日から施行する。